

広報

# 第8回 海難犠牲者慰霊祭

No.81

# 1か月



## おもな目次

- ▷ゴミすて場での注意.....2
- ▷大雨台風にそなえて.....2
- ▷設備近代化資金申請について.....2
- ▷農家のみなさんへ.....3
- ▷保健婦さんが着任.....4
- ▷ねたきり老人・重度心障者の介護人手当の支給.....4
- ▷主婦のパートと税金.....4
- ▷参議院議員選挙結果.....5
- ▷村民ソフトボール大会終る.....5
- ▷函館湯の川方面の電話番号が変更.....5
- ▷村政に対する意見要望をお寄せ下さい.....5
- ▷行方不明者の相談.....6
- ▷村民べんり手帳を発行.....6
- ▷今月の話題.....6

**海難犠牲者慰霊祭**  
しめやかに挙行される

8月17日、海難犠牲者慰霊祭が漁協荷捌場において行なわれました。  
海難犠牲者の霊安らかに冥ぜらんことを祈り、ふたたび海難犠牲者を出さないことを誓いました。

## 8.9月合併号



## ●ゴミすて場へ火をつけないように

最近ゴミすて場に投棄に来て火をつけて帰る人がいますが、絶対にやめて下さい。

先月も夕方ゴミすて場に火をつけられ、ゴミすて場一帯に火が燃

えひろがり、発見が早かったため大事にいたりませんでした。これから秋にかけ週辺の樹木が枯れ燃えやすい状態になりますので絶対に火をつけないで下さい。

## ●ゴミの投げすてはかならず奥から

ゴミをすて場入口付近に捨て、車が入れない、すて場の奥の方がガランと空いている状態がよくありますが、これは奥からきちんと捨てるとこのようなことはないの

で協力下さい。すて場入口付近に捨てると互いに迷惑となりますのでお互いに気をつけ秩序あるゴミすてをして下さい。

## 台風・集中豪雨のシーズンです

- 屋根やへいなどの補強は早めに
- 避難は早めに落ちついて
- ラジオ・テレビの気象情報には十分に注意を



## 大雨、台風に備えて

夏から秋にかけて、北海道は低気圧や集中豪雨のため、出水やがけくずれによる災害が心配されます。昨年9月、低気圧による集中豪雨が道南地方、とくに南茅部町や知内町などをおそい、総雨量300ミリを越える異常気象は大きな土砂崩れを引き越し、17人の犠牲者を出したことは記憶に新しいところです。

このように、局地的に、また短期間に集中して降る大雨は、低地の浸水やがけくずれなど思わぬときに、思わぬ形で大きな災害をおこします。

よく「災害は忘れたころにやってくる」「備えあれば憂いなし」などといわれますが、「自分のところはだいじょうぶ」とゆだんをしないで、次のことに注意し、被害にあわないよう今から準備しておきましょう。

### ◎非常用品の準備

○いざという時にあわてないように非常持出品はあらかじめ用意しておきましょう。

○用意しておくものは懐中電灯、トランジスタラジオ、水筒、非常食、下着、ロープ、現金、貴重品などです。

### ◎気象情報に関心を

○ラジオ、テレビの気象情報をよくききましょう。

○低気圧や台風が近付いたときは、身近にどのような災害のおそれがあるのかを判断して対策を考えましょう。

### ◎雨の降りかたに注意

○大雨が長く続いたり、1時間に10～20ミリを超える雨が降りますと地盤がゆるんでがけくずれの危険があります。

(円筒形の容器で観測できます。)家のまわりの地形に注意しましょう。

○堤防や護岸の近くにいる人は

川の水かさや海のシケかたに気をくばりましょう。

### ◎避難は早めに落ちついて

○ふだんから避難場所と避難のために安全な道路をおぼえておきましょう。

○いつでも避難できるように準備をしておき、子どもや老人病弱者を先に避難させるようにしましょう。

○避難をするときは、火の始末戸締りを完全にし、近くの警察に連絡しましょう。

○できるだけ単独行動はやめて責任者を中心に家族や隣り近所の人がそろって避難するようしましょう。

### ◎建物の補強を

○窓や戸の釘づけ、屋根やへいなどの補強は早めにしておきましょう。

○家を倒されたり、恒恨が飛ばされたりしないように必要な補強は早めにしておきましょう。

## 昭和49年度設備近代化資金 第2次申請を受付ます

＝希望者は役場産業課まで＝

### 1. 受付期間

49年9月2日～9月30日まで

### 2. くわしい内容を知りたい方は

鹿部商工会、渡島支庁商工振興係へお問い合わせ下さい。

# !! 農家の皆さんへ 農地は皆さんの手で自ら守りましょう!!

最近の農外資本による土地買占めは、農用地にまで及ぶ状態となり、このまま放置すると農業振興上重大な支障となりますから、次のことがらに十分注意し、皆さんの手で自ら農地を守りましょう。

## ◎農地等は皆さんの重要財産です。

農地は農業生産の基盤であり、先人の尊い汗と労苦により開拓したものです。目先にとらわれ、一旦手放すと容易に手に入らないものです。

## ◎農地法は現況主義です。

農地法の地目は、土地登記簿によるのではなく、現況により農地であるか、採草放牧地であるか（こ

の場合休耕地、不耕作地も含まれる。）を農業委員会が判断します。

## ◎土地に関することは先ず農業委員会に相談しましょう。

農地又は採草放牧地を売買、貸借、又は転用する場合は、農業委員会、又は知事の許可が必要です。

許可を受けずに売買したり、貸借、又は転用をしてもその行為は無効であり、もとのとおり回復するよう勧告を受けたり、更には罰則の適用を受けることとなります。又相手方からは手付（契約金）の倍返しを請求されたり、予期せぬことが生じます。

万が一にもこのようなことな

いよう、十分注意しましょう。

## ▶農家の皆さんが知っておきたいこと!!

### ◎農地保有合理化促進進事業について

農業構造の改善を図るため、「北海道農業開発公社」は、農地等（農地：採草放牧地）又は開発して農地等とすることが適当な土地を買入れ、又は借受けてこれらの土地を売渡し、交換し又は貸付けて農地の保有合理化を促進しています。

従って何かの都合で、これらの土地を売りたい、又は貸しておきたい場合は農業委員会に相談

し、「道公社」にあっせんしてもらおうと、次のような優遇を受けることができます。

（この場合農振法による農用地区域内に限られます。）

### ◎農地法上の特例

★農地法第36条同法第61条による渡地について、売渡後10年を経過していなくても貸すことができる。

★小作地についても貸付けができる。

★小作地の保有面積に制限なく貸すことができる。

### ◎税制上の特例

○譲渡所得税……100万円が250万円まで控除される

○不動産取得税……土地の価格から1/3が控除される

○登録免許税……10000が10000に軽減される。

※税の優遇措置は、農業委員会のあっせんにより、個人（農業者

）に売買する場合も同じ扱いとなります。

### ◎農地等取得資金について

農業経営の規模拡大を図るため農地等を取得する場合は、有利な資金を借りることができます。

○個人農業者 200万円（年置を3.5%、償還期間25年（据置をむ））ただし農業委員会のあっせんによるもの……600万円

○離農跡地一括取得する場合 ……1,000万円

### ◎未懇地取得資金について

農地、採草放牧地として利用するため、未懇地を取得する場合も借りることができます。

○個人農業者 100万（貸付条件は農地取得と同じ）

渡島地方農業委員会連合会  
渡島支庁  
鹿部村農業委員会

## 善意の寄付ありがとうございます。

鹿部商工会青年部（部長野口巖氏）と（株）北海道鹿部観光開発協会取締役伊藤英一氏より善意の寄付がありました、どうもありがとうございました。

寄せられました善意は、鹿部村社会福祉協議会の特別会計（愛情銀行）の資金として繰入れて村内の恵ぐまれない人達のために活用されています。

## 野犬掃とうに偉力!

### 麻醉銃を購入

村では野犬掃とうの強化を図るため麻醉銃を購入しました。

今後この麻醉銃で捕獲されます。飼い犬でも離し飼いにしていますと野犬とみなされ、捕獲され処分されますのでご注意ください。

今まで飼っていて、不用となった犬や、野犬をつかまえたときは役場民生課へ連れて来て処分してもらいましょう。

# よろしく！ 保健婦さんが着任しました。



着任した伊藤保健婦

数年来、村では住民の保健衛生の向上及び健康管理の指導、助言者として保健婦さんの設置を考えできたところですが、8月1日付

で伊藤初枝保健婦さんが着任され住民のみなさんの日常の健康管理の指導、助言にあたることになりましたので気軽にご相談下さい。又疾病のケースなどによって、家庭訪問を主体として活動をしますのでよろしくお願ひいたします。

## ▶保健婦とはこんな仕事をします

一心身共に健康な生活を営むための相談、助言者です。＝

### ※おもな仕事の内容

1. 疾病予防

- 各種予防接種
- 妊婦健康相談
- 乳幼児健康相談
- 成人病予防相談
- その他保健衛生相談
- 2. 疾病の早期発見
  - 胃腸病検診
  - 婦人科検診
  - 成人病検診
  - 三才児検診
  - その他各種検診
  - 疾病予防相談、助言
- 3. 療養者
  - 各種疾病についての相談
  - 療養中の相談、助言
  - 各種公的申請、手続上の相談助言
  - 保健、栄養、生活上の相談助言

## ねたきり老人や重度心身障害者の 介護人に対して介護手当が支給されます

＝希望者は申請が必要ですが＝

### ●介護者に対して介護手当の措置

昭和49年度より道内に居住するねたきり老人と重度心身障害者を介護する介護者に対して介護手当を支給することとなりました。

### ●該当者は申請が必要です

この介護人手当をうけようとする人は、「受給資格認定申請書」を

役場に提出して下さい。

### ●ねたきり老人介護手当支給対象となる人

- (1)65才以上の老人で常にねたきりの状態にあって、日常生活に介護を受け、その状態が6ヶ月以上継続している人
- ※常時臥床の状態とは次の各号の一に該当する人をいいます。
- ア起きることが困難で常に床に横たわっている人
- イ食事や日光浴などのためふ

- とんを離れる以外、いつも寝ている人
- ウ一人ですわることができず物や人によってささえられなければならないことができない、又すわっても一時間程度しかできない人
- ※日常生活に介護を受けている状態とは、食事や入浴、排泄などの手助けを受けている状態です。
- ### ●重度心身障害者介護手当の支給対象となる人
- (1)65才未満の在宅家で重度心身

## 主婦のパートと税金

最近では女性の勤労意欲の高まりを反映して、パートで働く主婦が多くなっています。

ところで、収入のあるところについてまわるのが税金の問題です。そこで、主婦がパートで働いたときの収入と所得税の関係について説明いたしましょう。

所得税は、1年間の所得金額から配偶者控除、基礎控除、生命保険料控除など14種類の所得控除を差引いた残額に税金がかかるしくみになっています。

夫からみれば、配偶者控除は妻についての控除といえますが、配偶者控除は配偶者に一定額以上の所得があるときは、差引くことができません。主婦のパートによる所得が一定額以上のときは夫の所得から配偶者控除を差引くことができません。

配偶者控除が受けられる所得の限度は、主婦のパートなどの所得の場合、ほかに所得がなければ年間20万円です。パート収入はふつう給与所得となりますから、収入から給与所得控除を差引いたものが所得となります。

したがって、パートによる所得20万円は給与所得控除を差し引く

前の年間収入で137,590円に相当しますから、一ヶ月の平均収入が約53,100円以下のときは、夫の所得税の計算のときに配偶者控除が受けられることとなります。

また収入がもっと多くなり、年間67万円を超えますと、給与所得控除を差引いた残りが、基礎控除額である232,500円を超えることになり、主婦自身が独立して納税者となり、所得税を納めなければなりません。

1 主婦のパート収入が年間637,500円(月平均約53,100円)以下であるときは、ほかに所得があれば夫の所得から配偶者控除が受けられる。

2 主婦のパート収入が年間637,500円を超え67万円(月平均約55,800円)以下のときは、夫の所得から配偶者控除を受けることはできないが、主婦のパート収入には所得税がかからない。

3 主婦のパート収入が年間67万円を超えるときは、夫の所得から配偶者控除を受けることができないのはもちろん、主婦のパート収入に対して所得税がかかる。

函館税務署

## 7月7日 執行 参議員議員通常選挙おわる

昭和49年7月7日報行の参議院議員通常選挙の結果をお知らせいたします。

### ▶選挙当日の有権者数

投票区	男	女	計	投票者数	棄権者数	投票率
第1投票区	340	386	726	582	144	80.17
〃	318	304	622	430	192	69.13
3 〃	119	114	233	192	41	82.40
4 〃	61	51	112	93	19	83.04
5 〃	93	88	181	145	36	80.11
6 〃	521	553	1,074	833	241	77.56
計	1,452	1,496	2,948	2,275	673	77.17 (前回68.74)

### ▶地方区選出議員候補者別得票数

吉田 忠三郎	小笠原 貞子	高橋 辰夫	西田 信一	河口 陽一	つしま 孝旦	相沢 武彦
(日本社会党)	(日本共産党)	(無所属)	(自由民主党)	(自由民主党)	(日本社会党)	(公明党)
574	246	212	550	278	34	300

有効投票	無効投票	投票総数	投票者数
2,194	81	2,275	2,275

### ▶無効投票の内訳 地方区

候補者でない者の氏名を記載した	白紙投票	単に記号符号を記載	単に雑事を記載したもの	計	無効投票率
57	15	4	5	81	3.56

### 全国区

候補者でない者の氏名を記載した	候補者の何人かを記載したか確認できない	候補者の氏名の外字を記載	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号符号を記載したもの	計	無効投票率
104	13	1	48	12	9	187	8.22



女子優勝決定戦

## 第3回村民ソフトボール大会終る。

今年で3回目を迎えたソフトボール大会は昆布とりの忙しい中、みなさんのご協力によって成功裡に終ることができました。

今大会の成績は次のとおり決定いたしました。

### ▶青年の部

優勝 1区町内会 (大岩)

3年連続優勝

準優勝 18区 〃 (宮浜)

### ▶壮年の部

優勝 17区町内会 (宮浜)

2年連続優勝

準優勝 23区 〃 (本別)

### ▶女子の部

優勝 19区AB町内会(宮浜)

2年連続優勝

準優勝 1.2.3.区町内会(大岩)

## 函館湯川方面の電話が変わります

9月25日(水)午後2時から

- 函館湯川方面のつぎの地域の市内局番と電話番号が変わります。
- 新しい電話番号は「函館市、渡島桧山地方職業別電話帳」(9月上旬に配布します)の末尾に掲載されておりますので、番号を確かめてダイヤルしてください。

- 市内局番や電話番号の変わる地域  
函館市湯川町(1丁目~3丁目)根崎町、高松町、戸倉町、上湯川町、上野町、見晴町、旭岡町、鱒川町、銅山町、鈴蘭丘、滝沢町(1部の地域を除く)  
(函館電報電話局)

## 村政などに対する意見要望をお寄せ下さい。

### ●広報紙でお答えします

村広報紙に村政に対する意見や要望などあなたの声をのせる欄を設けました。

意見や要望に担当課係が広報紙を通じてお答えいたします。

▶切日 毎月15日迄

(15日以降到着のものは翌月号に登載)

▶宛先 鹿部村企画課広報係

▶内容

- ①村政に対する意見や要望、ただし、個人批判などに関する

ものは原則として掲載いたしません。

- ②記事が多い場合、スペースなどの都合により、翌月にまわることがありますのでご了承下さい。

## 国民年金が改善されました

～ 9月から受給額が16.1%スライド(引上)～

▷ 拠出年金  
◎ 老令年金

	現 在	改 正
25年納付の場合	月額 20,000円 年額 240,000円	月額 23,220円 年額 278,640円
10年 年 金	月額 12,500円 年額 150,000円	月額 14,513円 年額 174,150円
5年 年 金	月額 8,000円 年額 96,000円	月額 9,288円 年額 111,456円

◎ 障害年金

	現 在	改 正
1 級	月額 25,000円 年額 300,000円	月額 29,025円 年額 348,300円
2 級	月額 20,000円 年額 240,000円	月額 23,220円 年額 278,640円

◎ 母子遺児年金

	現 在	改 正
母子・準母子年金	月額 20,000円 年額 240,000円	月額 23,220円 年額 278,640円
遺 児 年 金	月額 20,000円 年額 240,000円	月額 23,220円 年額 278,640円

## 村民べんり手帳を発行



発行された「村民べんり手帳」

村ではこのたび住民サービスの一環として「村民べんり手帳」

### 今月中には全戸配付

を発行しました。

この「村民べんり手帳」とは、村民のみなさんが役場に来たとき「窓口がわからない」「村の事業の内容などを知りたい」などの知っておきたいことを一冊のものにまとめ、役場各課での仕事の内

容や、役場内の配置・本年度の事業計画の内容などをお知らせします。今月中には全世帯への配付をいたします。

部数があまりありませんので、なくさないよう保存し、参考にして下さい。

鹿部村に転入して来た世帯に対し、1冊づつ提供します。

内容 B 6 版 32 ページ

## 今月の話題

### 恒例花火大会終る

8月17日、恒例の花火大会が海難供養協賛として行なわれました。今年は例年以上の盛大さで、隣接市町村からも多数の見物客が中央阜頭にあつまり、次々と打上げ

られる花火にみとれていました。このあと「エレキバンドと演芸の夕べ」が催され、行く夏のたのしい一夜が過ぎました。



盛大だった花火大会

## 道夫さん家



## 役場の人事

〔異 動〕 (7. 25付)

出納室出納係長 小山 捷 治  
(経済部産業課商工係長)

〔新規採用〕 (8. 1付)

総務部民生課 (保健婦)

伊 藤 初 枝

## 村 の 人 口

(49・8末日現在)

総 数 4,904人  
男 2,418人  
女 2,486人  
世帯数 1,128戸